

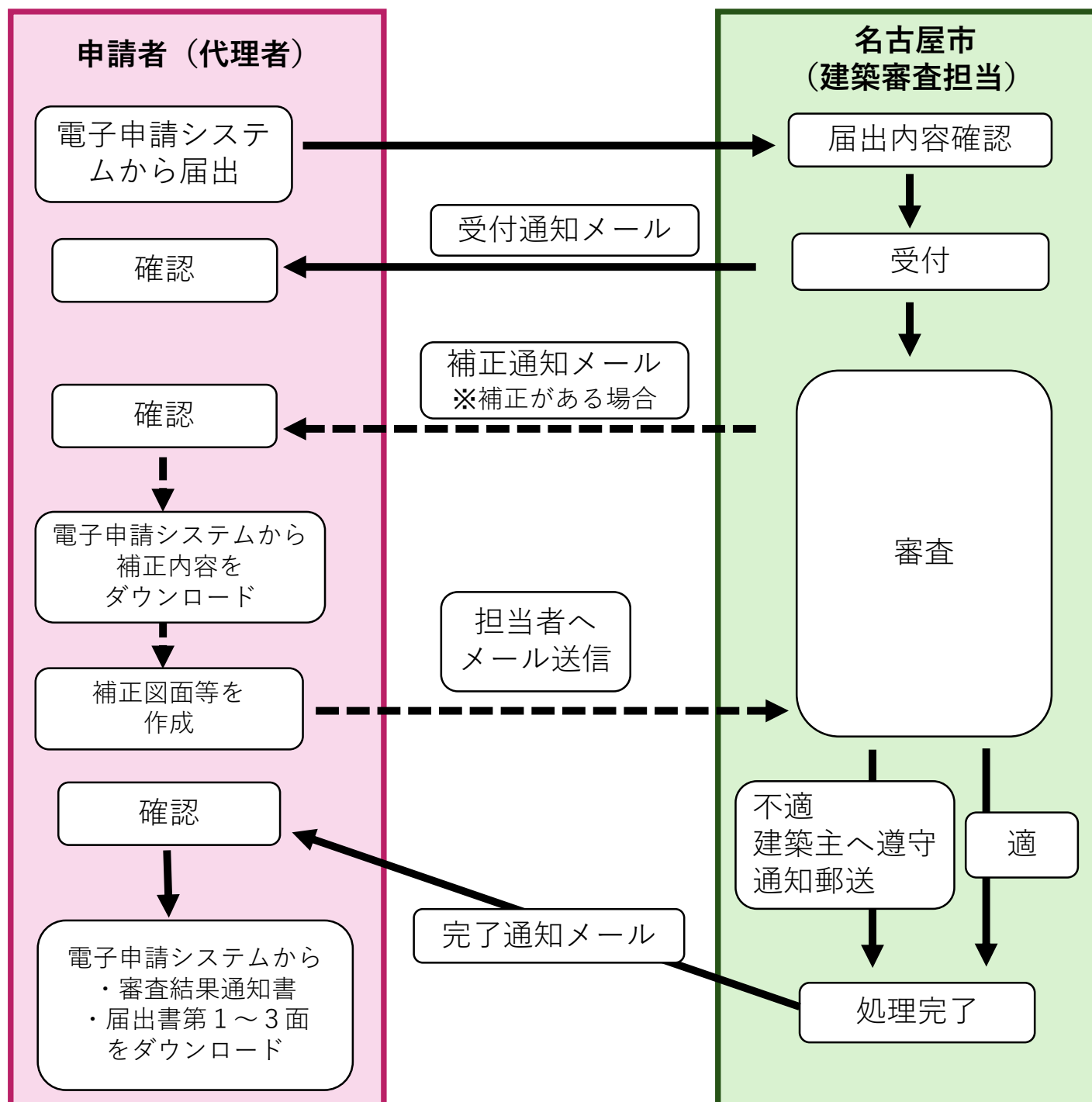
●人にやさしい街づくり条例の電子申請について【届出編】

令和7年10月1日より電子申請システム（Graffer）での受付を開始します。

電子申請の流れについて

- 添付図書が不足しているなど受付できない場合は差し戻します。再度申請してください。
- 図面の修正は電子申請システムを介さずに、担当者へ直接メールします。
- 以下から電子申請システムにアクセスできます。

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/todokede>



受付日について

- 開庁時間（平日 8：45～17：15）に電子申請されたものは原則として電子申請を行った日が受付日になります。
- 開庁時間外でも申請は可能ですが、受付日は翌開庁日になります。

添付ファイルについて

- 添付するファイルは以下の通りです。添付可能なファイルの拡張子はpdfのみです。
 - ・適合状況項目表（様式2） …PDFをアップロード
 - ・付近見取図、配置図、各階平面図等 …PDFをアップロード
- ※特定施設整備計画届出書（様式1）は添付するのではなく、入力フォームに直接入力してください。処理完了時にPDFにした特定施設整備計画届出書（様式1）をシステム上でダウンロードできるようにします。

副本について

- 副本の提出は必要ありません。
- 届出処理完了時に審査結果通知書（適合・不適合）をシステム上で交付します。

電子申請をはじめる前に

- お使いのPCやスマートフォンで電子申請を行うことができるかご確認ください。

Q.推奨環境について

<https://graffer.jp/faq/usaq66>

- 電子申請のログイン方法はアカウント登録とメールアドレス認証による2種類あります。同一のアカウントによる過去の申請内容を確認するにはアカウントの登録が必要です。

Q.ログイン方法を教えてください

<https://graffer.jp/faq/irrgl8>

Q.Graffer アカウントの作り方を教えてください

<https://graffer.jp/faq/wh3fgw>

- 電子申請システムのよくある質問を下記からご覧いただけます。

<https://graffer.jp/faq/>

その他

- 人にやさしい街づくりの推進に関する条例の概要については下記をご覧ください。

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/39-6-3-10-3-0-0-0-0-0-0.html>

- 問い合わせ先

名古屋市住宅都市局建築指導部

建築審査課 建築審査担当

TEL : 052-972-2930・2929

メール：a2930@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp